



# 島根県報

平成24年1月13日（金）

号外第2号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 3

# 告 示

## 島根県告示第27号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長				
県 道	松江木次線	松江市東忌部町字子ガボリ2440番1地先から同町字オノ峠2036番1地先まで	前	A	メートル 15.60～ 23.70	400.00	松江県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後	A	15.60～ 23.70			
			後	B	29.00～ 73.50			
〃	柿木津和野停車場線	鹿足郡津和野町笹山字堀越677番7地先から同字青野平1512番5地先まで	前		9.00～ 12.20	85.90	益田県土整備事務所津和野土木事業所	災害防除工事 拡幅
			後		14.60～ 21.30	85.90		
〃	西ノ島海士線	隠岐郡西ノ島町大字美田字八幡ノ前2250番1地先から同2165番4地先まで	前		7.39～ 9.83	49.39	隠岐支庁県土整備局	交通安全工事 拡幅
			後		7.41～ 13.10	49.39		

## 島根県告示第28号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	久利五十猛停車場線	大田市五十猛町字滝尻2484番1地先から同地先まで	メートル 30.00	平成24年 1月13日	県央県土整備事務所大田事業所	
〃	三瓶山公園線	大田市三瓶町池田字松ノ本五代田1893番2地先から同字大森屋田上ノ切368番3地先まで	996.00	平成24年 1月13日		
〃	柿木津和野停車場線	鹿足郡津和野町笹山字堀越677番7地先から同字青野平1512番5地先まで	85.90	平成24年 1月13日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	
〃	西ノ島海士線	隠岐郡西ノ島町大字美田字八幡ノ前2250番1地先から同2165番4地先まで	49.39	平成24年 1月13日	隠岐支庁県土整備局	